

一般社団法人桜蔭会 支部細則

2021年9月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は一般社団法人桜蔭会支部（以下「支部」という）の運営に関して必要な事項を定める。

(名称)

第2条 一般社団法人桜蔭会定款（以下「定款」という）第6条に基づき、各都道府県に1支部を設置する。支部の名称は以下のとおりとする。 支部番号は桜蔭会代議員名簿に拠る。

1 北海道支部	2 青森支部	3 岩手支部	4 宮城支部	5 秋田支部
6 山形支部	7 福島支部	8 茨城支部	9 栃木支部	10 群馬支部
11 埼玉支部	12 東京支部	13 千葉支部	14 神奈川支部	15 静岡支部
16 愛知支部	17 山梨支部	18 長野支部	19 岐阜支部	20 新潟支部
21 富山支部	22 石川支部	23 福井支部	24 滋賀支部	25 京都支部
26 大阪支部	27 三重支部	28 奈良支部	29 和歌山支部	30 兵庫支部
31 岡山支部	32 広島支部	33 鳥取支部	34 島根支部	35 山口支部
36 香川支部	37 徳島支部	38 高知支部	39 愛媛支部	40 福岡支部
41 佐賀支部	42 長崎支部	43 熊本支部	44 大分支部	45 宮崎支部
46 鹿児島支部	47 沖縄支部			

(事務所)

第3条 支部の連絡先となる事務所を支部長宅又は支部総会で定めた場所におく。

(細則の改廃)

第4条 この細則の改廃は一般社団法人桜蔭会理事会の承認を得なければならない。

(事業)

第5条 各支部は、定款第3条に掲げる目的を達成するため、本部に準じて定款第4条の事業を遂行する。

第2章 支部会員及び支部役員

(支部会員資格)

第6条 支部会員は、一般社団法人桜蔭会の会員であることとする。

- 2 支部会員が所属する支部は、第1条に挙げた47地域のうち、原則として居住している地域とする。

(支部役員)

第 7 条 各支部に支部長 1 名をおく。支部長は、その所属する支部内に居住していることを要する。

- 2 支部長はその所属する支部を統括し、支部を代表して支部の業務を執行する。
- 3 各支部に会計担当役員を置く。
- 4 各支部は、第 1 項、第 3 項に定める役員の他にも必要な役員を置くことができる。

第 3 章 支部の運営

(支部規則)

第 8 条 支部は運営を円滑に行うため、支部規則を制定する。

(支部総会および諸会議)

第 9 条 支部は毎年度支部総会を開き、事業報告及び決算の承認を得る。

- 2 支部総会開催日や他の会議については各支部規則に従う。

(支部会員名簿)

第 10 条 支部に所属する会員の名簿は、毎年度初頭に本部より支部長に預けられる。

- 2 支部長は、支部所属会員から変更の通知があった場合は速やかに本部に報告する。

第 4 章 会計及び資産

(支部の収入と経費の支弁)

第 11 条 支部は支部会費を徴収することができる。

- 2 支部は本部から支部助成金として会員数に応じた金額を受け取ることができる。
- 3 支部は、本部からの支部助成金、支部会費、寄付金その他の収入により経費を支弁する。

(会計処理及び報告)

第 12 条 支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 13 条 支部の会計処理の方式は本部通知に従うものとする。

- 2 年度末には本部と合算するため、支部会計報告を本部に提出する。

(資産の管理)

第 14 条 支部の資産は各支部が管理する。

第 5 章 雑則

(定款の準用及び内規)

第 15 条 この細則に定めない事項については、定款及び理事会が別に定める規則・細則に準ずるものとする。

附則

- 1 この一般社団法人桜蔭会支部細則は、理事会の決議を経て 2021 年 9 月 1 日から施行する。